

中小企業のための

ひょうご産業SDGs推進宣言事業 第6回登録企業募集

「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」とは

SDGsの2030年の達成に向け、世界中の企業がサステナビリティを追求した経営への変革を目指すなか、SDGsへの対応が遅れた中小企業は、大手企業が取り組むグリーン調達やCSR調達の取引から排除されるなどの経営上のリスクが高まっています。

このため、兵庫県では県内の中小企業に対し、SDGsの普及啓発を行うとともに、SDGsの達成に向けて取り組む中小企業の宣言内容を登録・集約し、広く社会に公表することにより、宣言企業の取り組みを支援します。



ひょうごSDGs

宣言企業のメリット

- ✓ 登録証が交付されます。
- ✓ 当センターのホームページで登録企業を紹介します。
- ✓ 専用ロゴマークを使用できます。
- ✓ SDGsの推進に関して、専門家派遣による経営支援を受けることができます（1/2負担、最多8回まで）。
- ✓ 兵庫県信用保証協会の保証料率の割引があります。



公益財団法人

ひょうご産業活性化センター

【問い合わせ先】

経営推進部成長支援課 ☎:078-977-9117

E-mail : sdgs@staff.hyogo-iic.ne.jp

ひょうご産業SDGs推進宣言事業の概要

1 応募要件

次の(1)～(3)のすべての条件を満たし、**申請日時時点で既にSDGsの取り組みを実施し、公表していることが必要**です。

(1) 基本要件

兵庫県内に事業所を有し、原則として保証協会の保証対象業種に属する中小企業や産地組合、又は中小企業を構成員とする業界団体
※中小企業の定義は、中小企業基本法に定める中小企業者とする。
※産地組合の定義は、県内地場産業における、産地企業により構成される協同組合等の協同組織とする。

(2) 資格

- ① 県税等に未納がないこと。
- ② 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ③ 法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと。

(3) SDGs関係（宣言内容等）

- ① 目指すゴールを1つ設定すること。
- ② 目指すゴールと自社の活動との関係（ゴールの選択理由等）を明らかにすること。
- ③ ゴールの達成に向けた具体的な取組み（ターゲット等）を設定すること。
- ④ **上記①～③の取組をホームページ等により公表**していること。

2 登録期間 登録日～2025年（令和7年）3月末日

3 申請期間 **令和6年1月25日（木）～2月15日（木）**

4 申請方法 下記のホームページから電子申請してください。
<https://web.hyogo-iic.ne.jp/sdgs/about>
郵送やメールの申請は受付けていません。
スマートフォンからも申請が可能です。

